

自主防災組織 活動ガイド



自主防災

千葉市

目次

1	自主防災組織とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	組織的な防災活動を実施する前に・・・・・・・・	1
3	組織図・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	班員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	災害時の各班行動マニュアル・・・・・・・・	3
6	台帳の作成・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	防災マップの作成・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8	防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9	年間活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・	7

1 自主防災組織とは

自主防災組織とは、地域に住む皆様が平常時からお互いに協力し合い、「自分たちの町は自分たちで守る」ということを目的に結成される防災組織をいいます。

大規模災害時には、救援要請の増加や交通事情の悪化等により、市や消防等の防災関係機関が現場に到着するまでに、かなりの時間を要する場合があります。

このような状況下においては、自主防災組織による「組織的な防災活動」が、被害を最小限にとどめる上で大きな力となります。

千葉市では、自主防災組織に対して様々な助成を行っています。助成の詳細は、総合政策局危機管理部防災対策課や各区地域づくり支援課窓口で配布しているリーフレット「あなたのまちにも自主防災組織を」を参照してください。

2 組織的な防災活動を実施する前に

「組織的な防災活動」を実施する前に確認しておかなくてはならないことがあります。

それは、「自分の身を守る」ことについて考えることです。

自分が負傷しては、「組織的な防災活動」に参加することはできません。

家の耐震補強や家具の固定等、まずは家庭における防災対策を実施しておく必要があります。

（家庭での防災対策の方法については、総合政策局危機管理部防災対策課のホームページ内にある「わが家の危機管理マニュアル」等を参考にしてください。）

3 組織図



（１）本部長（会長）

自主防災組織をまとめ、防災活動の円滑化を図る。

各班長の報告を受け、副本部長等と必要な対策を協議し、各班へ指示を出す。

（２）副本部長（副会長）

本部長を補佐する。また、本部長に事故ある場合には、本部長の役割を代行する。

（３）班長

班をまとめる。本部長や副本部長の指示に基づき、班員に活動指示を出す。本部長や副本部長へ活動内容を報告する。

（４）班員

班長の指示に基づき、活動を行う。

4 各班の役割

班 名	役 割
本部班	＜平常時＞ ①防災計画、台帳、マニュアルの整備 ②防災に関する啓発・普及活動 ③防災訓練の実施 ④活動計画の作成や予算・決算等の作成 ⑤組織充実のための新規メンバーの勧誘 ⑥地域内の事業所等との折衝 ＜災害時＞ ①災害情報の収集と活動内容の決定 ②各班への活動指示 ③活動状況の把握 ④防災関係機関との連絡、調整 ※本部班のみでこれらを実施していくのは非常に困難です。関係する班と連携して行うようにしましょう。
情報班	＜平常時＞ ①防災マップの作成 ②広報紙の作成 ③メガホン、トランシーバー等資機材の整備 ＜災害時＞ ①被害情報等の収集、伝達 ②避難指示等の防災関係機関からの重要情報の住民への伝達 ③消火活動、救出救護活動、避難誘導への協力呼びかけ
消火班	＜平常時＞ ①消火器等資機材の整備 ②消火訓練の計画立案 ③井戸や防火水槽の確認 ＜災害時＞ ①出火防止の呼びかけ（情報班と連携） ②初期消火活動
救出救護班	＜平常時＞ ①担架、ジャッキ等資機材の整備 ②資機材取り扱い方法の習得 ③救命講習等への参加 ＜災害時＞ ①倒壊家屋の下敷きになった人の救出 ②負傷者への応急手当の実施 ③負傷者を救護所や病院へ搬送
避難誘導班	＜平常時＞ ①避難ルートの確認

	②防災マップの作成 ③メガホン等資機材の整備 <災害時> ①避難ルートの確認（情報班と連携） ②要援護者を中心とした避難誘導
給食給水班	<平常時> ①炊き出し訓練の計画立案 ②水の備蓄、井戸の点検 <災害時> ①救援物資、食料、水の調達、配給 ②炊き出しの実施

<組織編成の注意点>

- ・市外への通勤者が多い等、昼間と夜間で班員の人数に大きな差がある場合は、学生の参加を求めるとともに、昼夜別の組織編成も考慮しましょう。
- ・班員の配置にあたっては、その人の技能等（医療関係者、アマチュア無線資格者等）を考慮しましょう。
- ・組織編成は男女を問いませんが、体力面等に配慮した人選、配置を行います。

<全員で協力して活動する>

- ・平常時においては、防災訓練の計画立案や広報紙の作成等、積極的に他班の活動に協力しましょう。また、自分の班で使用する資機材については良く点検をし、使い方を確認しておきましょう。
- ・災害時においても、自分の班だけではなく、状況に応じて他班の活動に協力しましょう。

5 災害時の各班行動マニュアル

<各班共通>

- ・自主防災組織の全メンバーは、あらかじめ決められた場所（本部）に参集する。
- ・参集する前に、家族及び家の安全（火の元、ガスの元栓、ブレーカー等）を確認する。
- ・参集途中で現場対応が優先されると判断される場合は現場対応を優先し、対応後に本部へ移動する。
- ・状況に応じて他班の活動に協力する。

（１）本部班

- ・本部長、副本部長を中心に災害対策本部を設置する。

<対策本部設置場所候補>

- 第1候補 ○○町内自治会館
 第2候補 ○○公園

<本部班 本部設置使用機材>

ラジオ、防災マップ、テーブル、椅子、メモ用紙、筆記用具、トランシーバー、メガホン、投光機、発電機、掲示板、腕章、仮設トイレ 等

※近くの公園等を一時避難場所（支部）にし、本部と一時避難場所（支部）との間でやりとりをしながら活動する方法も考えられる。

- ・各班長へ必要資機材の準備を指示する。
- ・情報班長へ地域内被害情報の収集を指示するとともに、ラジオやテレビや防災関係機関からの正確な情報を住民に広報するよう指示する。
- ・消火班長へ出火防止広報及び初期消火活動を指示する。
- ・救出救護班長へ救出救護活動を指示する。
- ・避難誘導班長へ地域集合場所の状況確認を指示する。
- ・給食給水班長へ食料及び水の調達を指示する。
- ・市や区等防災関係機関との連絡調整を行う。
- ・情報班からの被害情報（火災発生や道路通行不能状況等）を伝達し、安全と思われる避難ルートを指示する。
- ・どの班にも属してないが動ける人に対しては、消火活動や救出救護活動に加わってもらうよう促す。
- ・地域住民の安否確認後、本部を廃止し、避難所での避難生活に移行する。
（自宅で生活できる場合には、自宅で生活する。）

（２）情報班

- ・本部へ参集後、班長の指示に従い、情報の収集にあたり、被害情報等を本部へ報告する。
- ・正確な情報をメガホン等を使用して広報する。
- ・災害時は噂やデマが流れることがあるので、惑わされないよう注意し、正確な情報を伝える。
- ・活動はトランシーバー等を使い、本部と密に連絡を取り合う。
- ・広報活動にあたっては、自分の体とメガホンを固定し、ゆっくりと聞き取りやすいように２～３回繰り返し広報する。
- ・どの班にも属してないが動ける人に対しては、消火活動や救出救護活動に加わってもらうよう促す。

＜情報班 使用資機材＞

ヘルメット、メガホン、トランシーバー、防災マップ、メモ用紙、筆記用具 等

（広報例）

- ・こちらは、〇〇自主防災組織です。
- ・ただいま大きな地震がありました。皆さん、落ち着いて行動してください。
- ・火の元を確認し、ガスの元栓を閉め、ブレーカーを落としてください。
- ・体の動ける方は、〇〇町内自治会館（本部）へ集合してください。消火活動や救助活動にご協力をお願いします。
- ・１人での避難が難しい方へは、防災組織のメンバーが避難場所まで誘導させていただきます。
- ・ブロック塀や自動販売機等の倒れてくるものやガラス、瓦、看板等の落ちてくるものに気をつけて避難しましょう。
- ・マッチ、ライター、たばこ等、火は使用しないでください。
（ガス漏れが無い安全な場所で使用してもらう。）

（３）消火班

- ・本部へ参集後、班長の指示に従い、出火防止広報を行う。
- ・火災発生の報告があった場合には、現場へ向かい消火活動を行う。
- ・火の勢いがまだ弱い場合（家の天井まで火が達していない場合等）は、消火班を中心として消火器、水バケツ、おけ、ゴミ箱、可搬式小型動力ポンプ等を使い、初期消火を行う。
- ・火の勢いが強く危険であると判断される場合は、速やかに現場を離れ、消防車の到着を待ち、消防職員の指示に従う。

＜消火班 使用資機材＞

ヘルメット、消火器、水バケツ、ホース、可搬式小型動力ポンプ、バール、ロープ 等

（４）救出救護班

- ・本部へ参集後、救出要請の連絡があった場合には、班長の指示により現場へ向かい救出活動を行う。
- ・バール、のこぎり、ジャッキ、ハンマー、ロープ、角材等の資機材を使用して救出活動を行う。
- ・救出後、意識を確認する。意識があり、自分で動ける程度の軽症であれば、班員付き添いのもと、市が開設する救護所や病院へ向かわせる。
- ・意識はあるが、骨折等により自分で動けない場合は、応急処置をした後に、担架、リヤカー、車、車いす等により救護所や病院へ搬送する。
- ・意識がない場合には、心肺蘇生法を行う。
- ・人員及び保有資機材を勘案した結果、救出が困難だと判断した場合には、消防職員の到着を待ち、消防職員の指示に従う。
- ・医師による治療が必要な場合や重症患者は、救護所や病院へ搬送する。

＜救出救護班 使用資機材＞

ヘルメット、バール、のこぎり、ジャッキ、ハンマー、ロープ、角材、チェーンソー、エンジンカッター、担架、リヤカー、毛布、応急セット、ブルーシート、はしご、ヘッドライト（夜間）、強力ライト（夜間）、投光器（夜間） 等

※救出活動には危険が伴います。二次災害に十分気をつけ、無理のない範囲で救出活動を行ってください。
また、チェーンソーやエンジンカッターを使用する場合には、十分に注意してください。

（５）避難誘導班

- ・本部へ参集後、班長の指示により、要援護者（お年寄り、障害者、妊産婦、乳幼児、病人、外国人等）を中心に避難場所へ誘導する。平常時から要援護者の支援者を複数名決めておき、災害時にいち早くかけつけるようにする。
- ・避難誘導にあたっては、各班からの情報を元に、一番安全と思われるルートを利用して避難する。
- ・ヘルメット等で頭を保護するよう指示し、ブロック塀や自動販売機等の転倒物及びガラスや看板等の落下物に注意して避難させる。
- ・自力で歩行困難な者へは、担架、リヤカー等を利用したり、おんぶをする等して避難させる。

＜避難誘導班 使用資機材＞

ヘルメット、メガホン、旗、発電機、燃料、強力ライト（夜間） 等

（６）給食給水班

- ・災害発生直後は、他班の活動に協力する。
- ・救援物資、食料及び水の調達を行う。
 - ①地域の食料品店やコンビニエンスストア等の協力を得て調達する。
 - ②地域住民の協力により物資等の提供を受ける。
 - ③市からの備蓄食料や非常用井戸からの給水により調達する。
- ・調達した救援物資、食料及び水を配布する。
- ・炊き出しを実施する。

＜給食給水班 使用資機材＞

炊き出し設備、発電機、燃料、ポリタンク、紙皿、サランラップ、紙コップ、はし、スプーン、強力ライト（夜間）、投光器（夜間） 等

６ 台帳の作成

（１）自主防災組織台帳

組織の世帯数や役員、防災訓練等の活動状況と、危険箇所や避難場所、資機材等について、年次ごとに概要を記録したものです。人数や資機材等は毎年点検して、見直す必要があります。会長が交代する場合は、台帳を渡すだけでなく、必ず内容を理解してもらえらるまで説明してから、引き継ぐようにしましょう。

（２）世帯台帳

各世帯の構成員の情報について記載された情報です。主に避難場所で世帯の人数や、けがをした場合の血液型の確認等に使用します。プライバシーに触れる項目については、記入しなくても良い等の配慮を忘れないようにしてください。

（３）人材台帳

災害が発生したときに、医者、看護師、大工、エンジニア、消防関係等の資格や技術を持った人材を、応急救護等の活動に活用できるようまとめておくための台帳です。

（４）要援護者台帳

一人では避難行動をとることが困難な方（お年寄り、障害者、妊産婦、乳幼児、病人、外国人等）を把握するための台帳です。災害時には、近隣住民と協力し、安否確認や避難誘導を行いましょう。

また、地域の実情をよく把握している民生委員等の協力を得て作成します。ただし、プライバシーには十分配慮して、作成及び管理しましょう。

災害発生時には、要援護者の緊急連絡先、持病、かかりつけ医、血液型などの情報が必要になることがあります。また、優先的な安否確認や避難支援などを行えるように、平素から要援護者一人ひとりに対して複数の支援者を決めておくことも大切です。

７ 防災マップの作成

地域の様々な情報をマップに記載し、防災活動に役立てましょう。

縮尺１０００分の１～２５００分の１程度の地域の地図に、以下の内容を記載したり色別のシールを貼る等して分かるようにしておきましょう。

（１）防災上必要な施設、設備

自主防災組織対策本部、一時避難場所、避難場所、避難所、広域避難場所、防災倉庫、井戸、貯水槽、消火栓、防災行政無線、病院、消防署、警察署、公共施設、事業所、社会福祉施設、ガソリンスタンド、

個人商店、スーパーマーケット、コンビニ、公衆電話 等

(2) 危険地帯

電柱、自動販売機、ブロック塀、倒壊の恐れのある家、ガラス飛散の恐れのあるビル、狭い道、行き止まり、急傾斜地、爆発物・有毒物・可燃物等の集積場所、 等

(3) 要援護者

お年寄り、障害者、妊産婦、乳幼児、病人、外国人 等

8 防災訓練

地域で防災訓練を行いましょう。訓練実施にあたっては、消防署等へ気軽に相談してください。訓練に対する助成制度もあります。

(1) 個別訓練

- ①情報収集伝達訓練
- ②消火訓練
- ③救出救護訓練
- ④避難訓練
- ⑤炊き出し訓練、配給訓練
- ⑥災害対策本部設置訓練
- ⑦起震車訓練
- ⑧煙体験訓練
- ⑨防災講話
- ⑩その他（防災クイズ、防災すごろく、防災クロスロード等）

(2) 総合訓練

2つ以上の個別訓練を組み合わせで行う。

9 年間活動計画

以下の計画も参考にして、年間活動計画を作成してみましょう。

<年間活動計画（参考例）>

- 4月 第1回役員会議の開催
総会の開催
- 5月 各種台帳の作成・更新
- 6月 班単位の検討会実施
防災資機材の点検
- 9月 市防災訓練への参加・見学
- 10月 第2回役員会議
地域の防災訓練の打ち合わせ
防災資機材の点検
- 11月 地域の防災訓練の実施
- 1月 市の防災リーダー研修会に出席
- 3月 防災講話の開催

自主防災組織 活動ガイド

平成22年7月26日発行

(平成24年5月21日一部改編)

(令和3年7月1日一部改編)

(令和6年4月1日一部改編)

(担当)

総合政策局 危機管理部 防災対策課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

電話 043-245-5113

FAX 043-245-5597

Email bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp